

岐阜イノベーション工房プロジェクト運営管理委託業務
プロポーザル募集要項

平成30年2月23日

情報科学芸術大学院大学（岐阜県商工労働部）

第 1	募集の内容	3
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第 2	応募に係る事項	4
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第 3	提案評価に係る事項	8
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
第 4	選定に係る事項	8
1	最優秀提案者の選定	
2	提案者が 1 者又は無い場合の取扱い	
3	選定結果の通知及び公表	
第 5	契約の締結	9
第 6	その他	9
第 7	問い合わせ先及び各種書類の提出先	10
別表	評価項目及び評価基準	11

岐阜イノベーション工房プロジェクト運営管理委託業務プロポーザル募集要項

本事業は、「平成 30 年度岐阜県予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

そのため、岐阜県の予算の成立をみななければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

岐阜県（情報科学芸術大学院大学（Institute of Advanced Media Arts and Sciences [IAMAS]））の設置する本学では、科学的知性と芸術的感性の融合を目指す大学院大学として、工学・アート・デザイン・社会学など専門分野が異なる教員が IAMAS 独自の方法論を積み上げ、「新たな領域を開拓し、斬新なコンセプトを作る力」を目指すことを教育研究方針としています。

今回、岐阜県の第 4 次産業革命プロジェクトを推進するため、岐阜県内の経営者又は従業員を対象とする人づくりプロジェクトとして、必要な知識・効果的な手法を身につけるためのプログラムを実施します。

本事業は、新商品・サービスのアイデアを生み出す思考方法や先端技術を活用した効果的な試作品（プロトタイプ）製作の手法等について、演習プログラム及び実習プログラム等を通して身に付けることで、自社製品・サービスのイノベーション創出を推進することを目的としています。

岐阜県は、本事業の実施にあたり、より効率的・効果的に運営管理を行うための提案を募集します。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜イノベーション工房プロジェクト運営管理委託業務

2 業務内容等

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までの間

4 委託費の上限

6, 799, 781 円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定対象外とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であって、次の(1)から(9)までのすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者。（同法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 岐阜県内に本社又は本店、支社（店）、営業所等を有する者であること。

2 企画提案書の作成

「岐阜イノベーション工房プロジェクト運営管理委託業務企画提案書作成について」（様式中に説明）を参照し、募集要項、評価項目及び評価基準、仕様書を参考に、以下の点に留意の上、企画提案書を具体的かつ簡潔にわかりやすく記載してください。

[業務委託の内容]

(1) 事業の実施方針

- (ア) 岐阜県内企業の新商品・サービス開発の現状、課題

(イ) 本事業で達成すべき内容

(2) 事業の実施計画

(ア) 本事業全体の運営管理業務

(イ) 本事業に関する知的財産権の書類作成等業務

(ウ) 参加者募集事務及び啓発業務

(エ) 演習プログラムの運営管理業務（別添委託業務仕様書を参照のこと。）

(オ) 意見交換会の運営管理業務（2回以上開催）

(カ) 実習プログラムの運営管理業務（3か月間）

(キ) 成果・進捗報告会の運営管理業務（1回以上開催）

(ク) 事業内容の記録・啓発業務

(ケ) 事業成果の普及啓発業務（報告書、レポート等の作成）

[留意事項]

- ・企画提案書の作成にあたり、A4用紙15枚以内（様式2及び別紙1～3は含みません。A3用紙は2枚換算とします。）、文字サイズは10ポイント以上とし、ページ数を入れて作成してください。
- ・①様式2、②企画提案書、③別紙1～3の順に調製してください。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- ・業務実施におけるスケジュールを記載してください。
- ・スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「委託業務の内容」に記載されている業務の項目について、その工程をわかりやすく明示してください。
- ・業務実施体制については、本事業の目的を達成するために必要なスタッフの実績、能力、保有資格等も含め、できる限り具体的に記載してください。
- ・提案者の実施能力については、以下の項目に沿って作成してください。

(1) 経営基盤

直近3事業年度の経営成績及び財政状態について記載してください。

(2) 業務実績

本事業に類する業務の実績について記載してください。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金)
② 募集要項等に関する質問書受付	平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金)
③ プロポーザル参加申込受付期間	平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金)
④ 企画提案書の受付期間	平成30年2月23日(金)～平成30年4月06日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	平成30年4月中・下旬(予定)
⑥ 選定結果の通知・公表	平成30年4月中・下旬(予定)

※配布及び受付日は、岐阜県の機関の休日を除きます。

(2) 募集要項等の公表・配布及び関係資料の閲覧

① 配布日時

平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金)

平日の午前8時30分～午後5時15分

- ② 配布場所
情報科学芸術大学院大学事務局教務課教務係
〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地7
ソフトピアジャパン・センタービル2階)

※募集要項等は、岐阜県公式WEBサイトに掲示します。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

※郵便等での配付は行いません。

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金)
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式3)を情報科学芸術大学院大学事務局教務課あてにファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。
※電子メール送信の際は、件名に「岐阜イノベーション工房プロジェクト運営管理委託業務プロポーザルに係る質問」と記した上で送信してください。
FAX: 0584-75-6637
電子メールアドレス: jimukyoku@ml.iamas.ac.jp

- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、順次、岐阜県公式WEBサイト内の以下のページにて公開します。
(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

(4) プロポーザル参加申込受付

- ① 受付期間
平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金)
- ② 提出方法
参加希望者は、プロポーザル参加申込書(様式1)を、情報科学芸術大学院大学事務局教務課まで持参又は郵送により提出してください。なお、電子ファイルでの提出は受け付けません。
※持参による受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。
※郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、平成30年3月23日(金)必着となるように送付してください。

(5) 企画提案書等書類の受付

- ① 受付期間
平成30年2月23日(金)～平成30年4月6日(金)
- ② 提出書類
以下の書類を提出してください。
ア 企画提案書(様式2を含む。)
イ 見積書(見積内訳書を含みます。)(別紙1)
ウ 法人等概要書(別紙2)
エ 誓約書(別紙3)
※ 岐阜県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合があります。

- ③ 提出部数
9部（正本1部、副本8部）

④ 提出方法

情報科学芸術大学院大学事務局教務課あてに持参又は郵送により提出してください。なお、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※持参による受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、平成29年4月6日(金)必着となるように送付してください。

(6) 参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

キ 最優秀提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権及び特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（極めて軽微なものを除きます。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全てプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書等の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会

議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日)の午後3時までに、プロポーザル参加辞退届(様式4)を情報科学芸術大学院大学事務局教務課に持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、電話、FAX又は電子メールによる連絡はご遠慮ください。)

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 欄外には、「情報科学芸術大学院大学 学長 三輪眞弘」宛に、法人等名、所在地、代表者役職・氏名を記載し、代表者の印鑑を押印してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、岐阜県が別に定める構成員により組織された「岐阜イノベーション工房プロジェクト運営管理委託業務プロポーザル評価会議」(以下、「評価会議」といいます。)が行います。

なお、評価会議では、下記3に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

開催日時：平成30年4月中・下旬(予定)

開催場所：ソフトピアジャパン・センタービル(予定)

企画提案の所要時間(1提案者あたり)：

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・評価会議構成員からの質疑 15分程度

注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、プレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・評価会議の参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書受付期限までに提出した資料のみで、プレゼンテーションを行ってください。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

岐阜県は、基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の評価点の合計が最も高

い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の評価点の合計が同じである者が複数ある場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、各評価会議構成員の評価点の合計及び提案金額が同じである者が複数ある場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

2 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価会議構成員の総評価点が基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定します。基準点に満たない場合、または提案者が無い場合には、再度公募を実施します。

3 選定結果の通知及び公表

最優秀提案者を選定後、速やかにプロポーザル参加者に通知するとともに、次の内容を岐阜県公式WEBサイト上で公表します。電話等による問い合わせには応じません。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（評価点順、提案者の名称は秘匿）
※ただし、提案者が2者の場合は、競争上の地位に配慮し、公表しません。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と岐阜県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と岐阜県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、岐阜県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と岐阜県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限ります。）と協議を行うこととします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

情報科学芸術大学院大学事務局教務課教務係

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地7

ソフトピアジャパン・センタービル2階

TEL : 0584-75-6641

FAX : 0584-75-6637

電子メールアドレス : jimukyoku@ml.iamas.ac.jp

別表 1

評価項目及び評価基準

プロポーザル評価は、以下の評価項目・配点で実施し、1.～3.の方法で評価点を算出します。

なお、構成員一人あたりの満点は240点とし、各構成員の採点数の合計が6割以上（144点以上）であることを最低基準とします。

評価項目・評価基準		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1. 業務の実施方針に関する評価（30点）						
(1) 業務の実施方針 30点	① 県内企業の新商品・サービス開発の現状や課題を熟知し、本事業で達成すべき業務内容が理解されているか。	15	12	9	6	3
	② 本事業の趣旨及び達成目標を正しく理解した上で、全体計画及び実施方針が示されたか。	15	12	9	6	3
2. 業務の実施計画に関する評価（195点）						
(1) 知的財産権の書類作成業務 15点	① 本事業の趣旨を正しく理解した上で、同意書等の作成業務を遂行することが期待できるか。	15	12	9	6	3
(2) 参加者募集事務等の業務 35点	① 参加者確保に向けた具体的な方法が提示され、遂行者として適格性が高いか。	10	8	6	4	2
	② 事業趣旨に沿った募集要項及び募集チラシ作成について、業務の遂行能力は十分か。	10	8	6	4	2
	③ 本事業の趣旨を正しく理解し、問い合わせや面談等に対応できる経験や能力が示されたか。	15	12	9	6	3
(2) 演習プログラム運営管理業務 50点	① 演習プログラムに関する専門的な知識を有し、会場、機材、教材等の事前準備及び演習中の管理について、調達・調整する能力は十分か。	10	8	6	4	2
	② 演習プログラムに関する専門的な知識を有し、円滑な運営管理の遂行が期待できるか。	10	8	6	4	2
	③ 演習プログラム講師のアシストを行うスタッフの知識及び技術的能力は十分か。	15	12	9	6	3
	④ 技術的指導を行う講師及び技術的助言を行う技術アシスタントの確保が期待できるか。	15	12	9	6	3
(3) 実習プログラム運営管理業務 45点	① 実習プログラムの趣旨を正しく理解し、確実な運営管理が期待できるか。	15	12	9	6	3
	② 参加者の所属する企業等との連絡調整や意見聴取を行う能力は十分か。	15	12	9	6	3

		技術的助言を行う技術アシスタントの役割を十分に理解し、その確保及び調整が期待できるか。	15	12	9	6	3
(4)	意見交換会及び成果・進捗報告会の運営管理業務 25点	① 参加者の交流や製作が促進されるような効果的な機会及び手法が十分に提案されたか。	10	8	6	4	2
		② 設備、スタッフ、安全確保について十分な内容が提案されたか。	5	4	3	2	1
		③ 意見交換会及び成果・進捗報告会の具体的な実施計画が示され、効果的なものであったか。	10	8	6	4	2
(5)	事業成果の普及啓発 25点	① 本事業の写真撮影及び動画撮影について、十分な技術力を持ったスタッフの確保が期待できるか。	10	8	6	4	2
		② 本事業の趣旨を正しく理解し、各プログラム等のレポート業務の上、適時の事業内容改善に向けた姿勢が示されたか。	5	4	3	2	1
		③ 本事業の趣旨を啓発し、今後に生かす事業成果報告書の作成業務内容を正しく理解し、業務遂行が期待できるか。	10	8	6	4	2
3. 業務の実施体制等に関する評価 (15点)							
(1)	業務実施責任者の能力 10点	① 業務実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、調整能力の高い者であるか。	10	8	6	4	2
(2)	事業費に関する提案 5点	① 価格の点で優れた提案となっているか。また、事業費の積算は妥当か。	5	4	3	2	1

(最高点240点～最低点51点)